

「柏市消費者教育推進計画（案）」へのパブリックコメント実施結果

NO.	意見	市の考え方
1	<p>SDGsの自己目的化と、消費者教育の実効性低下に関する重大な懸念</p> <p>● 意見内容</p> <p>本計画（案）では、消費者教育の取り組みの一部としてSDGs（持続可能な開発目標）が位置付けられています。しかし、この位置付けについては、国際的な動向や消費者教育の本来目的を踏まえたとき、SDGsが「手段」ではなく「目的」へと自己目的化しているのではないかという強い懸念を抱かざるを得ません。</p> <p>SDGsは本来、国際社会や国家レベルで課題を整理するための参照枠組みであり、地方自治体の個別施策や市民教育の成果を直接測るためのものではありません。にもかかわらず、日本の自治体計画では、SDGsに「取り組んでいること」自体が評価対象となり、なぜSDGsを用いるのか、用いなければならない理由は何かといった検証が十分になされないまま、計画文書に組み込まれている例が少なくありません。</p> <p>実際、欧米諸国では、消費者教育や消費者保護政策においてSDGsという用語が前面に出ることは稀であり、・詐欺・不当取引の防止・デジタル市場における消費者保護・グリーンウォッシュ対策・事業者規制と執行強化といった、具体的かつ実務的な課題設定と制度設計が中心となっています。近年では、SDGsやESGといったスローガンの用語を掲げること自体が、実態を伴わない形式主義として批判され、あえて使用を控える動きも見られます。</p> <p>このような国際的潮流を踏まえると、SDGsを市民向け消費者教育の中核概念として据えることは、世界標準に即しているというよりも、日本の行政内部で完結した評価軸に依存している状態と受け取られかねません。すなわち、「消費者被害が減ったか」「判断力が向上したか」という本来の成果ではなく、「SDGsを計画に書き込んだか」「SDGs関連事業を実施したか」が、暗黙の達成目標になってしまう危険性があります。</p> <p>これは、行政計画として極めて重大な問題です。手段であるはずの概念が目的化した時点で、施策の有効性検証は形骸化し、結果として市民にとっての実質的な利益が見えなくなります。</p> <p>消費者教育において求められるのは理念の共有ではなく、現実の消費場面で被害を回避できるかどうかという実効性です。</p> <p>以上を踏まえ、本計画においては、SDGsを前提条件や象徴的枠組みとして組み込むこと自体を見直し、・消費者保護・判断力・契約理解力の育成・被害の未然防止と早期相談といった本来の目的に直結する内容を中心に再構成することを強く求めます。環境配慮や倫理的消費についても、SDGsという用語を用いず、具体的な行動や制度、選択の結果として示す方が、行政評価としても市民理解としても合理的であると考えます。</p> <p>消費者教育推進計画は、「何を掲げているか」を示す文書ではなく、「何が変わったか」を問われる文書であるべきです。SDGsが自己目的化する余地を排し、実効性を最優先とした計画へと見直されることを求めます。</p>	<p>本計画は、消費者被害の未然防止や判断力・契約理解力の向上など、消費者教育の実効性を高めることを目的とするものであり、「SDGsに関連する事業の実施」や「SDGsの理念の普及」自体を目的として掲げるものではありません。</p> <p>ご指摘を踏まえ、計画案8ページに記載しているSDGsに関する記述については削除いたします。また、2ページの「消費者市民社会」に関する記載については、持続可能な社会の実現に向けた社会的な機運の高まりという趣旨を踏まえつつ、SDGsという用語を用いない形で表現を整理する方向で修正いたします。</p> <p>なお、本計画の推進に当たっては、「何を掲げているか」ではなく「何が変わったか」という観点を重視し、消費者被害の減少や主体的な判断力の向上といった具体的成果につながる取組を着実に進めてまいります。</p> <p>貴重なご意見として、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>

## 【計画案 2 ページ】

### (2) 消費者市民社会とは

すべての人が「消費者」としての視点だけでなく、「社会の一員」としての責任を持ち、持続可能な社会の実現に向けて主体的に行動する社会の事です。

価格や利便性だけでなく、環境保全、人権、地域経済などにも配慮して消費行動を選択する『責任ある消費者』が育つことで、市民が共に支え合う共生社会をつくっていくことを目指します。

消費者市民社会の実現には、「エシカル消費」「フェアトレード※2」「環境配慮型商品の選択※3」等の実践が含まれます。



- ※2 フェアトレードとは、開発途上国の生産者が適正な価格で継続的に取引できるようにし、生産者の生活改善と自立支援を目的とした、公正な貿易の仕組みをいいます。
- ※3 環境配慮型商品の選択とは、製造・使用・廃棄の各段階において環境への負荷が少ない商品を選択することで、資源の節約や温室効果ガスの削減など、持続可能な社会の実現に寄与しようとする消費行動のことをいいます。

### (3) 本計画の対象

## 【計画案 8 ページ】

### 第2章 消費生活を取り巻く現状と課題の整理

#### (4) SDGs を踏まえた取組について

近年は SDGs (持続可能な開発目標: SDGs: Sustainable Development Goals) について言及されることが多くなってきています。SDGs は、2030 年 (令和 12 年) までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

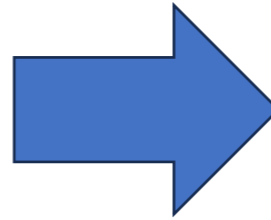
日本国内でも SDGs に関する認知度は大きく高まり、公的機関や民間企業でも SDGs が浸透してきました。国は平成 28 (2016) 年に「SDGs 実施指針」を定め、地方自治体の各種計画などへの最大限の反映を奨励しており、本市においても、SDGs の目標を踏まえ、施策を推進していくことが求められています。

消費者市民社会を推進する上で、エシカル消費(倫理的消費)の普及・啓発活動をはじめ、SDGs の推進、消費者の消費行動の促進などとともに、SDGs の達成に貢献するよう、本計画の推進が SDGs の推進に資するものとされています。



出典: 国際連合広報センター

# 修正



### (2) 消費者市民社会とは

すべての人が「消費者」としての視点だけでなく、「社会の一員」としての責任を持ち、持続可能な社会\*の実現に向けて自発的に行動する社会の事です。

価格や利便性だけでなく、環境保全、人権、地域経済などにも配慮して消費行動を選択する『責任ある消費者』が育つことで、市民が共に支え合う共生社会をつくっていくことを目指します。

消費者市民社会の実現には、「エシカル消費」「フェアトレード※2」「環境配慮型商品の選択※3」等の実践が含まれます。



- ※2 フェアトレードとは、開発途上国の生産者が適正な価格で継続的に取引できるようにし、生産者の生活改善と自立支援を目的とした、公正な貿易の仕組みをいいます。
- ※3 環境配慮型商品の選択とは、製造・使用・廃棄の各段階において環境への負荷が少ない商品を選択することで、資源の節約や温室効果ガスの削減など、持続可能な社会の実現に寄与しようとする消費行動のことをいいます。

#### ◆持続可能な社会の実現に向けた機運の高まり

近年では、持続可能な社会の実現に向けた機運が高まっており、事業者側の責任だけでなく、消費者も自ら意識を持ち、行動することが求められています。

### (3) 本計画の対象

